

早稲田大学ナノテクノロジー研究センター(NTRC)

データ登録規程

(趣旨)

第1条 この規程は、早稲田大学の研究施設であるナノテクノロジー研究センター(以下「NTRC」という)における学内外者に対するデータ登録およびデータ登録機能に関し必要な事項を定めるものとする。

(データ登録機能)

第2条 データ登録機能とは、主として NTRC の設備装置の利用を通して創出されたデータを、日本の研究開発および産業強化に資することを目的として、原則として有償で、第三者に公開するために、第4条に掲げる事業機関が管理するデータベースに登録できる機能をいう。

(データ登録)

第3条 データ登録とは、データ登録を希望し、かつ、NTRC センター長の承認を受けた者が、事業機関が管理するデータベースにデータを登録する作業をいう。

2 データ登録は、原則としてデータ登録者自身が行う。

(事業機関)

第4条 事業機関とは、学校法人 早稲田大学のほか、国立研究開発法人 物質・材料研究機構、国立大学法人 東北大学、国立大学法人 東京大学、国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学、国立大学法人 京都大学、国立大学法人 九州大学、国立大学法人 北海道大学、公立大学法人 公立千歳科学技術大学、国立大学法人 山形大学、国立大学法人 筑波大学、国立研究開発法人 産業技術総合研究所、国立大学法人 東京科学大学、国立大学法人 電気通信大学、国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学、国立大学法人 信州大学、国立大学法人 名古屋工業大学、学校法人 トヨタ学園豊田工業大学、大学共同利用機関法人 自然科学研究機構、国立大学法人 大阪大学、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構、国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学、国立大学法人 広島大学、国立大学法人 香川大学をいう。

(データ登録者)

第5条 データ登録者とは、NTRC センター長にデータ登録が承認された者であって、外国為替および外国貿易法の要件を満たし、かつ、本規程に同意した者のうち、次の号のいずれかに該当する者をいう。

(1) NTRC の設備装置を利用し、かつ、当該設備装置の利用を通して創出されたデータ

について、データ登録を申請する者

(2) NTRC の設備装置の利用はしないが、自身の持つデータについてデータ登録を申請する者

2 データ登録者は、本規程を許諾することで、NTRC の設備装置の利用などに対して、「NTRC 利用料金表」の「データ登録者の利用料金」が適用される。

(登録データ)

第6条 登録データとは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) データ登録者の情報およびデータ登録申請書の内容
- (2) NTRC の設備装置の利用予約情報
- (3) NTRC の設備装置の利用に対して記載が課される、設備装置の状態、運転状況などの記録
- (4) NTRC の設備装置が出力する数値、図表、画像、ログなどの出力値および電子ファイル
- (5) 試料の情報（材料、物性値、計測前に施した処理の内容等）
- (6) 資料の加工および計測時の環境（温湿度、作業場所等）

(データ登録申請)

第7条 NTRC においてデータ登録を行なおうとする者は、原則として NTRC の設備装置の利用申請手続き時にデータ登録申請を行い、NTRC センター長の承認を得なければならない。

2 NTRC の設備装置の利用はしないが、自身の持つデータについてデータ登録を申請する場合は、原則としてデータ登録日の2週間前までに所定の手続きを行い、NTRC センター長の承認を得なければならない。

(承認の取消し)

第8条 データ登録者が、本規程に違反したとき、または、早稲田大学の運営に重大な支障を生じさせたときは、NTRC センター長は、データ登録の承認を取り消し、登録データを消去することができる。

2 前項に定めるもののほか、早稲田大学の教育研究上必要があるとき、その他業務上緊急の必要があるときは、NTRC センター長は、データ登録の承認を取り消し、または、登録データを消去することができる。

(登録データの利用許諾)

第9条 データ登録者は、登録データに関して、以下のデータにかかる利用を早稲田大学および事業機関に許諾するものとする。

- (1) 登録データを事業機関が独自に作成したコード等によって、加工、編集、抽出、統合、集計、分析等を行うこと
- (2) 登録データならびに第9条(1)により作成されたデータを事業機関が管理するデータベースに格納すること
- (3) 登録データならびに第9条(1)により作成されたデータをデータ登録者の申請のもと、事業機関が管理するデータベースで複製・移転をすること
- (4) 事業機関が登録データならびに第9条(1)により作成されたデータを第11に示すデータ利用範囲にて第三者(データ登録者を含む)へ利用させること
- 2 登録データはデータ登録者に帰属する。
- 3 第9条(1)により作成されたデータは、早稲田大学に帰属する。
- 4 登録データに知的財産権を有する著作物等が事前に含まれている場合、当該知的財産権については、無償の条件のもとで上記第1項の利用を事業機関に許諾するものとする。
- 5 データ登録者が、自己の登録データを第三者へ譲渡した場合においても、事業機関は上記の利用を継続して許諾されるものとする。
- 6 登録データならびに第9条(1)により作成されたデータ利用に基づき生じた発明、考案、創作等にかかる知的財産権については、データ登録者への帰属を保証しない。

(データの有償提供)

第10条 事業機関は、第9条(1)により作成されたデータについては、有償により第三者へ提供できるものとする。有償提供で得た収益は、事業機関が管理するデータベースおよびデータ登録機能の維持と向上のために資せられ、データ登録者に還付しないものとする。

(継承)

第11条 事業機関によるデータ登録機能の終了において、登録データならびに第9条(1)により作成されたデータは抹消することなく、早稲田大学および事業機関は適切な形で新たな機関等に継承できるものとする。

(登録利用上の権利義務の譲渡等)

第12条 データ登録者は、データ登録機能の利用上の地位を第三者に移転し、またはデータ登録機能の利用から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、もしくは担保として提供等することはできない。

(非保証、免責)

第13条 早稲田大学は、本規程で特別に定める場合を除き、データ登録者へのデータ登録

機能の提供に関し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証（特定目的への適合性、機能および効果の有効性、サービスの品質、脅威に対する安全性、商品性、完全性、正確性、複製・移設等されたデータの同一性または整合性、第三者の権利の非侵害性、本機能提供に基づきデータ登録者に提供される機器および設備の正常な稼働、データ登録機能の定常的な提供等を含むが、これらに限らない）も行わない。

2 早稲田大学は、本規程で特に定める場合を除き、データ登録者がデータ登録機能の利用に関して被った損害（データ登録機能の利用の不能、データ登録機能により提供される機器・設備・ソフトウェアの不具合・故障、データ登録機能の遅延、データ登録者がデータ登録機能に提供した登録データおよび登録データの活用事例の損壊・消失および第三者による盗用・漏洩、ウイルス・マルウェア等への感染、第三者による不正アクセス・クラッキング・セキュリティホールの悪用等による損害を含むが、これらに限らない。以下同様）については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任（日本および日本以外の国におけるものの両方を含む。以下同様）について、名称の如何を問わず賠償の責任を負わない。

3 データ登録者のデータ登録機能の利用に起因して日本または日本以外の国における第三者と早稲田大学またはデータ登録者との間に発生した紛争に関しては、当該データ登録者が自らその責任と費用負担において解決するものとし、早稲田大学は一切責任を負わない。

4 第2項、第3項にかかわらず、早稲田大学は、天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、日本または日本以外の国の法令の制定・改廃、公的機関等による命令・処分・要請、インターネットの利用制限、インターネットを経由した通信の一部のフィルタリングまたは遮断、争議行為、輸送機関・通信回線の障害その他の事業機関の責めに帰することができない事由によるデータ登録機能の全部または一部の履行遅滞または履行不能について、データ登録者に対して何らの責任を負わない。

（雑則）

第14条 この規程に定めるもののほか、データ登録に関し必要な事項は、早稲田大学ナノ・ライフ創新研究機構が定める運用要項に従う。

2 本規程は、早稲田大学の規約等のルール変更により、データ登録者および登録データ利用者に予告なく改正されることがある。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。